

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成25年10月7日

住所 熊本県熊本市東区长嶺東三丁目4番40号
氏名 河津造園株式会社
代表取締役 河津 正秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事 古川 康



許可の年月日	平成25年10月7日	許可番号	佐賀県指令25循環第5号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類：木くずの破砕施設（移動式） 産業廃棄物の種類：木くず 以上1種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）		
設置場所	(保管場所) 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5		
処理能力	木くず：57t/時間、456t/日（8時間） 以下余白		
許可の条件	施設の稼働は排出事業場敷地内に限る。 以下余白		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年(2025年)8月7日

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日	令和7年(2025年)8月7日
許可番号	佐賀県指令7循環第5号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種別 木くずの破砕施設(移動式) 産業廃棄物の種別 木くず 以上1種類
設置場所 (保管場所)	熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5
処理能力	木くず: 250t/日(8時間)
許可の条件	施設の稼働は排出事業場敷地内に限り、かつ、敷地境界から7m以上離して設置すること。 十分な距離を取れないときは、防音シートを設置する等の対策を講ずること。
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

※この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起することができます。